

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年9月5日

【事業年度】 第34期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 株式会社新日本科学

【英訳名】 SHIN NIPPON BIOMEDICAL LABORATORIES, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 永 田 良 一

【本店の所在の場所】 鹿児島県鹿児島市宮之浦町2438番地

【電話番号】 099 (294) 3389

【事務連絡者氏名】 経理部長 二反田 真 二

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区明石町8番1号

【電話番号】 03 (5565) 6216

【事務連絡者氏名】 総務部 次長 鎌 田 康 孝

【縦覧に供する場所】 株式会社新日本科学 東京本社
(東京都中央区明石町8番1号)
株式会社新日本科学 大阪支社
(大阪市中央区伏見町二丁目1番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日付にて提出いたしました第34期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の有価証券報告書（証券取引法第24条第1項に基づく報告書）につきまして、訂正すべき事項がございますので、証券取引法第24条の2第1項に基づき有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社は、監査役制度採用会社であります。経営の意思決定機関である取締役会は、当事業年度末現在取締役5名から構成されており、原則として月1回の開催のほか、必要に応じて随時開催しており、経営に関する重要事項は全て取締役会で協議決定しております。なお、取締役については、20名以内とする旨定款で定めており、経営環境の変化に対する機動性を高めるために、任期を1年としております。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款で定めております。また、社外取締役は選任していません。

当社は機動的な資本政策及び配当政策を遂行するため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨、定款に定めております。

（以下省略）

（訂正後）

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社は、監査役制度採用会社であります。経営の意思決定機関である取締役会は、当事業年度末現在取締役5名から構成されており、原則として月1回の開催のほか、必要に応じて随時開催しており、経営に関する重要事項は全て取締役会で協議決定しております。なお、取締役については、20名以内とする旨定款で定めており、経営環境の変化に対する機動性を高めるために、任期を1年としております。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款で定めております。また、社外取締役は選任していません。また、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

当社は機動的な資本政策及び配当政策を遂行するため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨、定款に定めております。

（以下省略）